

決 議

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、更には将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題である。

我々町村は、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできたが、さらに地方創生の流れの中で、地方版総合戦略に基づく具体的な地方創生への事業展開を推進し、全力でこの課題解決に取り組む決意である。

町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国と地方が緊密に連携・協力する必要があるとともに、国においては、我々町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援し、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った真に実効性の伴った政策を速やかに実施すべきである。

地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出し、活気ある農山村地域を取り戻し、次世代に引き継ぐため、そして日本の将来に対して町村議会議長としての責務を果たすため、下記のとおり決議する。

記

- 1 地方創生推進交付金について、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず柔軟に活用できるよう、手続きを簡素化するなど自由度の高い交付金とするとともに、来年度以降も確実に措置すること。
- 2 まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。
- 3 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。
- 4 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税の総額を確保するとともに、財源不足の解消は地方交付税の法定率の引き上げにより対応し、臨時財政対策債の制度は廃止すること。

以上決議する。

平成 29 年 6 月 2 日

長野県町村議会議長会臨時総会